

令和8年度八代高等学校学校技師(会計年度任用職員)募集案内

1 職 名

学校技師

2 職務内容

学校環境整備に関する業務
(変更の範囲) 変更なし

3 採用予定人数

1人

4 勤務条件

(1) 職 の 区 分 : 地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職

(2) 任用期間 : 令和8年4月1日～令和9年3月31日

【再度の任用の有無に応じて以下※印の内容のいずれかを必ず記入】

(再度の任用の可能性がある場合)

※ただし、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合には、能力実証の結果、再度の任用を行うことがあります。(更新回数は2回を上限)

(再度の任用がない場合)

※この任用期間をもって終了し、再度の任用をすることはありません。

(3) 勤 務 地 : 熊本県八代高等学校・八代中学校(変更の範囲) 変更なし

(4) 勤 務 時 間 : 午前8時30分～午後4時15分(週5日)

※1ヶ月につき20日以内、1週間につき29時間以内

(5) 休 憩 時 間 : 12時30分～13時15分

(6) 休 日 等 : 土、日、祝日及び学校閉庁日

(7) 休 暇 等 : 年次有給休暇 あり

※ その他の有給休暇(公民権行使等)、無給休暇(介護休暇等)あり

(8) 報 酬 等 : ①報酬日額 7時間8,576円

②通勤費用 実費相当額を支給

③期末手当 6月期:最大1.2625月、12月期:最大1.2625月

④勤勉手当 6月期:最大1.0625月、12月期:最大1.0625月

※1 実際の報酬日額は、上記金額の範囲内において、任用される方の募集職種と同一の公務経験の期間等に応じて決定されます。

※2 報酬等については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。(条例、人事委員会規則等が改正された場合は、当該改正を踏まえて額の決定や支給を行います。)

※3 概ね期末・勤勉手当の額は、任用期間における報酬の1月当たりの平均支給額(各種手当に相当する報酬の支給額は除く。)に本県会計年度任用職員としての在職期間に応じた月数を乗じた額となります。(勤勉手当は、人事評価の結果も踏まえて支給されます。)

(9) 社 会 保 険 : 地方公務員等共済組合法、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによる。

(10) 公務災害等補償 : 地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。

(11) 条件付採用 : 今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を

良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。

採用時までの申告事項が事実と異なり、学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があると認められた場合その他職員として不適格であると認めた場合は、正式採用されないことがあります。

(12) 地方公務員法の適用

：地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

- ・ 服務の宣誓
- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・ 信用失墜行為の禁止
- ・ 秘密を守る義務
- ・ 職務に専念する義務
- ・ 政治的行為の制限
- ・ 営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等

(13) 退職に関する事項

：地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する条例による。

(14) 特記事項

：本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

なお、確認の結果、特定性犯罪の前科があった場合及び誓約書や履歴書等を詐称した場合は任用されない可能性があります。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙①（参照条文）をご参照ください。

5 受験資格

※ 次のいずれかの事項に該当する方は受験できません。

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 試験の方法

個別面接による口述試験を実施します。

7 試験日程等

(1) 日 時：令和8年3月23日（月）

(2) 合格発表：令和8年3月24日（火）

8 応募方法

- ・応募者は、令和8年3月19日（木）15:00までに、「申込書」を八代高等学校へ持参又は郵送してください。
- ・持参の場合、受付時間は、平日8:30～16:30までとなります。
- ・郵送の場合、必ず特定記録郵便としてください。
- ・応募者が1名に達した場合は、上記期間内でも申込みを締め切ります。

【連絡先】〒866-0885

熊本県立八代高等学校・八代中学校

電話：0965-33-413

担当 審議員 濱 田